

(仮称) 川西市市民参加条例 (案) 要綱

前文

第1章 総則 (1-7)

第2章 行政活動への市民参画 (8-11)

第3章 市民公益活動への支援及び市民等との協働 (12-14)

第4章 推進方策 (15-16)

第5章 雑則 (17)

(前文)

私たちのまち川西は、先人のたゆまぬ努力の積み重ねにより、「利便性」と「豊かな自然」を兼ね備えた、人々が暮らしやすい成熟した都市へと発展してきました。

また、全国的に都市化が進み、近隣社会の連帯感や郷土意識の希薄化が懸念される中で、本市では昭和50年代から小学校区を基本的なエリアとするコミュニティづくりが始まるなど、市民による多様な地域活動も長年にわたり培われてきました。

一方、平成7年に発生した阪神・淡路大震災や平成10年の特定非営利活動促進法制定をきっかけに、ボランティアやNPO（民間非営利組織）による市民活動も活発になりました。

こうした中、地方分権の進展、人口の減少、少子高齢化社会の到来、人々の価値観の多様化など、時代が大きく変化する中で、市民の行政活動への参画や自主的なまちづくり活動がこれまで以上に求められています。

市の政策は、共に市民を代表する議会と市長が責任を持って決定し、推進するものですが、市民、自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO、事業者や行政など様々なまちづくりの主体が、対話と情報共有による信頼関係を大切にしながら、それぞれの役割を担い、お互いを補完し合うことで、更に個性的で魅力あふれるまちづくりが実現できるものです。

このような認識のもと、かけがえのない“ふるさと川西”を更に住みよいまちにしていくための基本理念を明確にするため、この条例を制定します。

【解説】

本条例の趣旨を多くの方に理解してもらうため、前文を設けました。条例制定の背景、市民等を取り巻く諸課題と解決の方向や、本市がめざすべき新しい社会システム等について表明しています。

第1章 総則

1 条例の目的

この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本理念及び基本的な事項を定めるとともに、市民、市民公益活動団体、事業者及び市の役割を明らかにし、それぞれの適切な役割分担の下、それぞれの特性や強みを活かしながら、協働のまちづくりの推進に資することを目的とする。

【解説】

この条例の目的を規定しています。目的規定は、条例を構成する条文のはじめに、条例の目的を示し、各条文の解釈の基本となるものです。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。
- (2) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。
- (3) 行政活動 総合計画の実現において、市の役割として実施する各種の活動をいう。
- (4) 市民公益活動 自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

【解説】『市民公益活動』とは、市民の自発的及び自主的な様々な活動のうち、特定非営利活動促進法(いわゆるNPO法)別表(参考1)に掲げる活動や自治会等の地縁活動などの不特定かつ多数のもの利益(＝公益)の実現をめざすもので、社会貢献的な活動(＝社会・地域の課題解決を目的とした活動)をその対象としています。このほか趣味の活動など個人の私的な領域にかかわるものや、同窓会や各種協同組合のような構成員相互の利益を目的とした共益的・互助的な活動も広い意味では市民活動ですが、本条例の主眼は、協働してまちづくりを行うということであることから対象外とします。

(参考1)

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 情報化社会の発展を図る活動
- 13 科学技術の振興を図る活動
- 14 経済活動の活性化を図る活動
- 15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 16 消費者の保護を図る活動
- 17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

- (5) 市民公益活動団体 自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO など、(4) に掲げる活動を行う団体をいう。
- (6) 事業者 市内で事業を営む者をいう。
- (7) 協働 地域の課題解決に向けて、市民、市民公益活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割に基づき、互いの立場を尊重し、相互に補完し合うことをいう。
- (8) 参画 市民、市民公益活動団体及び事業者が市の基本的な計画の立案、実施及び評価の過程に主体的にかかわって意見や提言を行うことをいう。

3 基本理念

市民、市民公益活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市は、次に掲げる基本理念にのっとり、協働のまちづくりを推進するものとする。

- ① 公正性及び透明性を確保し、互いの情報を共有し合うこと。
- ② それぞれの役割と責務を理解し、相互に補完し合うこと。
- ③ 対話を基本とし、互いの自主性及び主体性を尊重し、互いに協力し合うこと。

【解説】

協働のまちづくりを進めていくうえで常に考えておくべき基本的な考え方を基本理念として規定しています。

4 市民の役割

市民は、基本理念にのっとり、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会における生活及び多様な社会経験を活かし、自主的に協働のまちづくりに参加するよう努めるものとする。

【解説】

協働のまちづくりを実現し、住民自治を確立していくため、まちづくりの主体は市民であることを明示し、行政には無い地域の人たちのパワーをまちづくりに活かして欲しいという期待を込めています。

しかし、参加をしないことによって不利益な扱いを受けたり、参加を強制されるものではありません。

5 市民公益活動団体の役割

市民公益活動団体は、基本理念にのっとり、地域のつながり、自らの持つ知識及び専門性を活かし、様々なまちづくりの主体と交流し、又は連携しながら協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

6 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、協働のまちづくりへの理解を深め、地域社会を構成する

一員として自主的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

7 市の責務

- (1) 市は、基本理念にのっとり、市民等と連携し、協働のまちづくりの推進に努めなければならない。
- (2) 市は、施策の立案、実施及び評価の各段階において、その内容、効果等を市民等に分かりやすく説明する責務を有する。
- (3) 市は、市民等からの市政に関する質問、意見、要望等に対し、適切かつ誠実に応える責務を有する。

第2章 行政活動への市民参画

8 市民参画機会の確保

市は、行政活動における市民等の参画の機会を確保するよう努めなければならない。

9 意見提出手続（パブリックコメント）

- (1) 市は、①から⑤に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、素案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、広く市民等（当該案件にかかる利害関係人を含む。）に意見の提出を求める手続（以下「意見提出手続」という。）を行うものとする。ただし、法令等により同様の手続が定められている場合は、この限りでない。
 - ① 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は改廃
 - ② 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
 - ③ 広く市民等に適用され、市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす条例の制定又は改廃
 - ④ 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更
 - ⑤ ①から④に掲げるもののほか、市が必要と認めるもの
- (2) 次の①から⑤のいずれかに該当する場合は、(1)の規定を適用しない。
 - ① 迅速又は緊急を要するもの
 - ② 軽微なもの
 - ③ 法令等の規定による基準に従って作成するもの
 - ④ 市の内部の事務処理等に関するもの
 - ⑤ 市税等の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの
- (3) 市は、(1)の規定により提出された意見等に対する市の考え方を公表しなければならない。
- (4) 意見提出手続に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

意見提出手続は、市の執行機関が、重要な計画等を策定する際に、市民等が意見等を述べる機会

を保障し、また提出された意見に対する市の考え方を公表することにより、説明責任を果たし、市政への参画の促進、市政の透明性・公正性の向上を図ることを目的として実施するものです。なお、意見提出手続は、市民等に賛否を問い、意見等の多寡により判断するような投票制度ではありません。

10 付属機関等

- (1) 市は、付属機関等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の付属機関及び市民等が参画して構成する組織をいう。以下同じ。）の委員を選任するときは、付属機関等の設置目的を達成するために必要な専門性の確保、男女比率、年齢構成、地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用するとともに、委員の公募などにより市民等の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。
- (2) 市は、付属機関等を設置したときは、付属機関に関して定める条例に規定するもののほか、その名称、目的、委員名簿、委員の選出基準等を公表するものとする。
- (3) 市は、付属機関等の会議（以下「会議」という。）を公開するものとする。ただし、別に定めるものについては、会議の全部又は一部を公開しないことができる。
- (4) 市は、会議を開催しようとするときは、事前に会議名、開催の日時、場所、傍聴等の手続について公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。
- (5) 市は、会議の終了後、速やかに付属機関等の会議録を作成し、公表するものとする。ただし、川西市情報公開条例（平成4年川西市条例第8号）第7条第1項各号に規定する非公開情報については、公表しない。

【解説】

市民等の市政への参画を進めるため、付属機関等の委員選任のあり方や会議の公開についての基本的な事項について規定しています。付属機関に関して定める条例に規定するもののほか、その他必要な事項については、それぞれの付属機関等の設置規則や会議公開制度運用要綱等で規定するものとします。

11 その他の措置

市は、9及び10の規定に定めるもののほか、政策等の立案、実施等に関して、広く市民等の意見及び提案を得るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

9及び10に規定するもの以外に、市民等の市政への参画を進めるため、政策等の立案、実施等に関して、広く市民等の意見及び提案を得るために必要な措置を講ずることについて規定しています。

具体的には、アンケート、モニター方式、ワークショップ、意見交換会など多様な方法があり、事案の性質や内容、意見等を求める時期等を考慮し、最も効果的と思われる方法により行うものとします。

第3章 市民公益活動への支援及び市民等との協働

1 2 市民公益活動への支援及び市民等との協働

市は、市民公益活動団体の自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、市民公益活動に対して必要な支援に努めるとともに市民等との協働を推進するものとする。

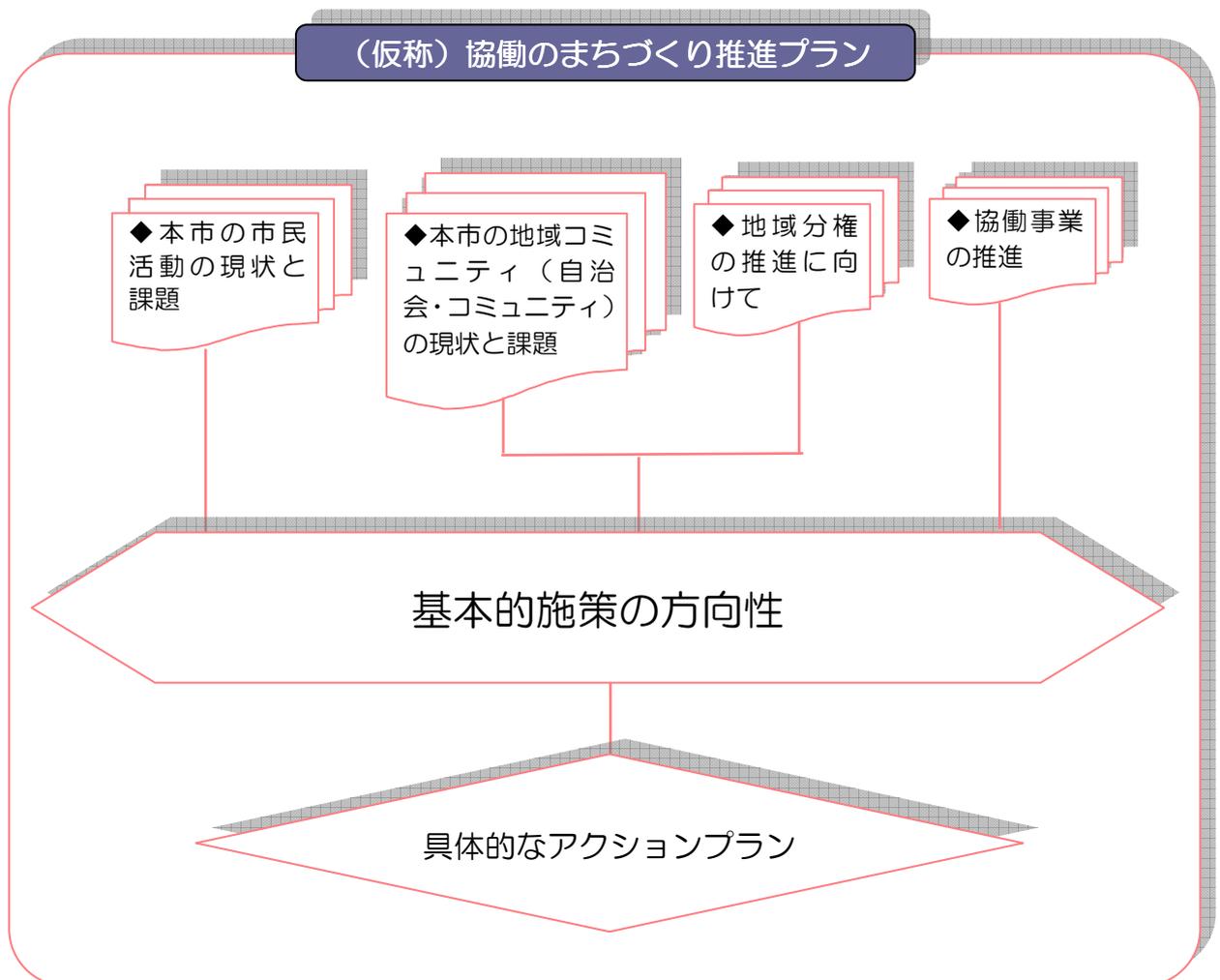
1 3 基本計画の策定

市は、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため、基本計画を策定し、総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。

【解説】

条例の施行後、市では、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するための総合的かつ計画的な施策として、「（仮称）川西市協働のまちづくり推進プラン」を策定していきます。

推進プランには、14に掲げる項目を推進するための具体的な方策を書き込みます。



14 基本施策

市は、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため、次に掲げる施策を講じなければならない。

- ① 協働のまちづくりに関する情報を収集し、様々な活動主体が情報共有できる仕組みに関すること。
- ② 協働のまちづくりの担い手を発掘し、育成し、及び協働のまちづくりを支える人材を支援する仕組みに関すること。
- ③ 市の職員が市民公益活動及び市民等との協働の重要性についての認識を深めるため、研修会等を開催すること。
- ④ ①から③に掲げるもののほか、市民公益活動を支援し、及び市民等との協働を推進するため必要があると市長が認める事項

【解説】

市民公益活動を支援し、市民等との協働を推進する上で市が行う基本施策（情報共有、人材育成、意識啓発などの様々な仕組みの構築）について規定しています。

第4章 推進方策

15 推進会議の設置

- (1) 市長は、協働のまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため、川西市協働のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。
- (2) 推進会議は、委員10人以内で組織する。
- (3) 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱等を行うものとする。
 - ① 学識経験者
 - ② 市民公益活動団体の代表
 - ③ 市民
 - ④ ①から③に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- (4) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 委員は、再任されることができる。
- (6) (1) から (5) に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

16 年次報告

市長は、毎年、協働のまちづくりの推進に関する取組状況について、公表するものとする。

第5章 雑則

17 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。